

消防消第 40号  
消防防第129号  
平成23年3月30日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長

消防庁国民保護・防災部防災課長

「警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）」の送付等について

消防における安全管理については、これまで「安全管理体制の整備について（通知）」（昭和58年7月26日付け消防消第90号）等により、安全管理体制の構築・整備及び事故防止の徹底について、お願いしているところです。

しかしながら、警防活動時及び訓練時において、依然として消防職団員の死傷事案が発生している状況等を踏まえ、消防庁において、組織の安全管理体制のあり方、「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」を改めて検証することを目的として、「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」（以下「検討会」という。）を平成22年5月から開催しているところであり、来年度中に検討会としての最終的な報告書を取りまとめる予定です。

この度、検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、安全管理体制及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」の改訂について、中間報告として下記のとおりとりまとめましたので、改めて事故防止のための安全管理の徹底について、万全を期されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨通知いただくとともに、下記に示すとおり、各消防本部における安全管理体制に関するさらなる取り組み、警防活動時等の安全管理マニュアルの見直し等、安全管理のより一層の徹底について、周知を図っていただくようお願いいたします。

また、消防団員についてもその地域の活動の実態に即し、必要に応じた安全確保のための措置が講じられますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

※「警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）」の配布等について

今後、各都道府県あてに「警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）」を送付しますので、消防本部、消防団及び消防学校へそれぞれ一部ずつ送付いただきますようお願いいたします。また、併せて、本マニュアル及びこれまでの検討会における検討状況についても、消防庁のホームページに掲載しますので、必要に応じて御活用をお願いいたします。

## 記

### 1 安全管理体制について

#### (1) 検討会におけるこれまでの検討状況について

##### ア 安全管理体制についてのアンケート調査の実施

検討会では、消防における安全管理体制の実態を把握するために、全国の消防本部を対象にアンケート調査を実施しました。

この結果、労働安全衛生法上の義務はないものの、消防における安全管理に関する規程（以下「安全管理規程」という。）を制定していない本部があることや、規程が整備されていても、（総括）安全関係者会議や安全教育などが十分に行われていない本部があることも分かりました。また、警防活動時等における安全管理マニュアルについても整備が行われていない消防本部があること等が分かりました。

##### イ 公務中の死傷事案及び消防ヒヤリハットデータベースの分析

近年、実際に公務中に発生した死傷事案と、平成18年度から運用されている消防ヒヤリハットデータベースの分析を行った結果、活動別では火災出動時の事故発生が多く、また経験年数の少ない若手の職員が事故に遭いやすい傾向があることが分かりました。

#### (2) 安全管理規程の整備等について

前述の昭和58年通知（「安全管理体制の整備について（通知）」）に記載されているとおり、労働安全衛生法上の安全管理者、安全委員会については、同施行令に定める業種に該当しないため、消防においては、選任又は設置を要しないこととされていますが、警防活動時及び訓練時において危険が伴うことが多いといった消防業務の特殊性に鑑み、消防庁において安全管理規程（案）を示しているところです。つきましては、安全管理規程が整備されていない消防本部については整備を、また安全管理規程がすでに整備がされている本部については、必要に応じ（総括）安全関係者会議の開催や安全管理教育の実施など、それぞれ適切な対応をお願いいたします。

## 2 「警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）」について

今回、改訂したマニュアルは、警防活動等を火災、その他の災害、救助、救急及び国民保護の5つの区分にわけ、それぞれの活動を遂行するにあたり一般的に注意しなければならない安全管理上の留意事項について主な事項を列挙したものであり、すべての事項を網羅したものではありません

また、災害は多種多様であり、しかも、発生時の気象条件、建物構造、地形や地域等の状況により災害現場の活動も千差万別です。したがって、実際に警防活動等を遂行するにあたっては、本マニュアルに記載した事項に留意するとともに、具体的な災害現場に即して消防職員の行動の安全管理の徹底を図る必要があります。

つきましては、本マニュアルを消防庁のホームページに掲載しますので、各消防本部において、それぞれの地域の実情や警防戦術などを勘案して、本マニュアルを有効に活用し、適宜適切に、警防活動時等における安全管理マニュアルの見直しや整備をお願いします。

なお、改訂したマニュアルの項目や内容の追加、またレイアウト変更等については、別紙「警防活動時等における安全管理マニュアル 改正点」を御参照願います。

※ [「警防活動時等の安全管理マニュアル（改訂版）」（全文）](#)

消防庁消防・救急課  
教養係 田中・鈴木・横山・平内  
TEL：03-5253-7522  
FAX：03-5253-7532  
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

消防庁国民保護・防災部防災課  
消防団係 田中・荒山・常木  
TEL：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535  
E-mail：syobodan@m1.soumu.go.jp